

大
社援総発0525第1号
平成23年 5月25日

各 都道府県
指定都市 災害援護資金主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る災害援護資金貸付の取扱いについて

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）第10条の規定による災害援護資金貸付に関しては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年5月2日法律第40号）（以下「特例法」という。）により、東日本大震災に係る災害援護資金貸付については償還期間の延長等の改正が行われたところである。

今般の震災においては、震災や津波により市町村全体が甚大な被害を被ったために自家用車がなければ遠方への買い出し等の日常生活ができないような状況も生じていることから、災害援護資金貸付については、以下の取扱いとすることとしたので、御了知の上、管下市町村へ御周知願いたい。

記

- 1 災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項第2号に規定する「家財の損害」については、今般の震災に関しては、自家用車の損害も含むこととする。このため、今般の震災により自家用車のみに損害を受けた被災者についても、その損害がその被災者の自家用車を含めた家財の3分の1以上の損害となる場合は、同項に規定する「被害」として、災害援護資金貸付の対象となりうる。
- 2 災害援護資金を自家用車の買換・購入のための資金に充てることは、同項に規定する被災者の「生活の立て直しのために資するため」に当たる。したがって、今般の震災に関し、特例法により原則無利子（保証人がいない場合には、年1.5%）に軽減された災害援護資金貸付を自家用車の買換・購入のために利用できることに留意されたい。